事前チェックシート

|  |  |
| --- | --- |
| 研究責任者氏名 |  |
| 所属 |  |
| 研究課題名 |  |
| 学生氏名 |  |

本チェックシートは、人を対象とする研究を行うにあたり、人を対象とする研究に関する研究倫理審査委員会による倫理審査への申請が必要か否かを、研究者自身によって研究の手順に沿って判断する目安とするためのものです。

　以下の設問にて一つでも該当する場合は、委員会による審査の対象となる可能性があります。「青山学院大学人を対象とする研究に関する倫理規則」及び「人を対象とする研究に関する倫理審査　申請の手引き」をよくご確認いただき、審査の必要性をご検討ください。

なお、法令、所轄庁の告示、指針等により、所属機関倫理委員会の審査を受けることが定められている研究については、必ず倫理審査への申請が必要です。ご不明な点につきましては、下記、相談窓口までお問い合わせください。

|  |
| --- |
| 【全般的な留意事項】（１）研究責任者または学生を指導する教員は、上記規則等及び本チェックシートを参照の上、研究分担者や学生等に対し、適切な研究活動の遂行に努めるよう管理、指導または適宣助言を行うこと。（２）学生が行う研究活動については、指導教員が責任をもって倫理審査への申請を行うか否かを判断すること。 |

|  |
| --- |
| 【多機関共同研究を実施（参加）する場合の留意事項】（１）多機関共同研究において研究代表者として本学の倫理審査委員会に一括審査を希望する場合は、他の研究責任者からの一括審査依頼書の提出が必要です。（２）多機関共同研究において他機関の研究責任者が研究代表者を務める研究に参加する場合は、倫理審査の申請は不要です。多機関共同研究参加届を提出してください。※詳細については、申請の手引き「1-4．多機関共同研究の実施（参加）について」を参照してください。 |

【チェックシート】

（１）侵襲・介入及び予測される危険性

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 研究対象者に対して、日常生活で起こりうる範囲を超える何らかの身体的または精神的な負担、不快、苦痛あるいは何らかの危険性等（運動や訓練、食事やその他の制限によるものを含む）を与える可能性がある。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |
| 2 | 研究実施者自身に何らかの精神的・身体的な不利益等が生じる危険性がある。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |

（２）プライバシー・個人情報の保護、試料・データ等取扱い、研究成果・調査結果の公表等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 3 | 個人を特定しうる情報・データ、個人の本質にかかわる情報・データ（思考・思想・行動等）、その他個人のプライバシーに係る情報・データ等の収集・分析等を行う。※ただし、上記について以下のいずれかに該当する場合は、非該当。[ ] 実験及び調査では個人情報を一切取り扱わず、インフォームド・コンセントを受ける際や謝金受領証を得る際にのみ個人情報を取得する。ただし取得した個人情報は氏名、連絡先のみであり、実験データ等とは一切紐づかない。[ ] 個人情報は研究と直接関係ないほかの機関や会社などのみが取扱い、研究責任者は個人情報を受け取らない。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |
| 4 | 研究成果、調査結果の発表・公表に際して、個人が特定される可能性がある。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |
| 5 | 研究成果・調査結果の公表に際して、研究対象者や特定の集団等が損害、不利益、不快感等を被る可能性がある。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |
| 6 | 研究に係るやむを得ない理由によって、研究対象者に研究成果・調査結果のすべてを公表できない。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |
| 7 | 研究において収集した試料・個人情報・プライバシーに関わる情報等（上記３に該当するもの）の保管を行う。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |

（３）インフォームド・コンセント

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 8 | 研究対象者に、以下の人を含む。・未成年者**※**又は知的、身体、その他障がいのある人・病院や福祉施設入居者、介護を受けている人、乳幼児など他人の支援を必要としている人※未成年者(18歳未満)について以下のすべてを満たしている場合は、非該当。[ ] （１）の設問がいずれも非該当である[ ]  16歳以上又は、中学校等の課程を修了している[ ]  研究内容について十分な判断能力を有している | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |
| 9 | 研究上のやむを得ない理由により、研究対象者に研究目的等を知らせることができない。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |

（４）利益相反

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 10 | 研究対象者との間に利益相反がある。（研究者対象者が教師・同僚・雇用主・親族である等、研究対象者との間に何らかの力関係・血縁関係がある。） | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |
| 11 | 研究対象者と関係がある者との間に利益相反がある。（研究対象者の親族・関係者・関係団体等との間に利益相反がある。） | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |

（５）報酬・謝金等

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 12 | 研究対象者に対して、本学の謝礼基準額を超える謝金や報酬等の金銭や物品の支払いがある。（交通費の実費支給等の費用弁償を除く）※学校法人青山学院謝礼等の支給基準に関する内規[別表１]参照。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |

（６）承認の必要性 ※後述の【非該当証明書の発行について】を併せてご確認ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 13 | 研究資金提供元や発表・投稿予定の学会・学術雑誌等の要請に伴い、研究倫理審査委員会の承認が必要とされている。 | [ ] 該当 | [ ] 非該当 |

すべての質問に該当しない場合、当該研究は審査対象外と考えられますが、研究遂行中にいずれかの質問に該当する事態の発生の可能性がある場合には、「倫理審査申請書」による審査委員会への倫理申請の検討もしくは、相談窓口までお問い合わせください。

|  |
| --- |
| 【非該当証明書の発行について】上記チェック項目のうち、（６）承認の必要性“13”にのみに該当する場合は、“倫理審査不要の判断依頼書“を提出することで非該当証明書**※**を発行することができます。なお、証明書の発行は、提出先が定まっている場合に限り希望に応じて発行します。詳細は、申請の手引き1-3.（２）を参照してください。※審査委員会による確認の結果、要審査と判断される場合があります。 |

【相談窓口/申請先】

青山学院大学人を対象とする研究倫理(事務局)　 ＜hito-rinri@aoyamagakuin.jp＞

青山キャンパス：研究推進部　研究推進課

相模原キャンパス：相模原事務部　研究推進課